

国際法における懲罰的損害賠償の有用性の再検討
—国際法上の犯罪に対する国家責任の文脈において—

中江郁子

<目次>

1. 序章	2
2. 国際法における懲罰的損害賠償	2
2.1. 一般的定義	2
2.2. 国際法における援用	3
2.3. 地域的人権条約における扱い	5
2.4. 国際法委員会における議論	5
2.5. 小活	6
3. 国際法上の犯罪に対する国家責任	7
3.1. 一次規則	7
3.2. 国家責任条文草案	10
3.2.1. 2001年国家責任条文草案	10
3.2.2. 特別な法的効果の実質的不在	11
3.3. 刑罰としての安保理制裁の意義	13
4. 加重された責任としての懲罰的損害賠償	14
4.2. 加重された責任としての懲罰的損害賠償の意義	15
4.3. その妥当性	17
5. 結論	19

1. 序章

懲罰的損害賠償は、主に英米法において用いられる制度であり、加害者の不法行為の非難性が特に強い場合に抑止・制裁の意味を込めて実際の損害補填としての賠償に上乘せられて課される賠償のことを指す。国際法において懲罰的損害賠償を認めるか否かについては学説上賛否両論があり、判例の傾向も一貫していない。この混乱は、国際違法行為の被害回復手段としての金銭賠償があくまで損害の金銭的評価に基づいて行われるものであるという原則が存在するものの、その原則の例外が存在しうるかについては明らかでないことから生ずるものである。

本稿においては、国際法における懲罰的損害賠償の意義について、強行規範（特に国際法上の犯罪の禁止）の違反国にのみ課される加重された責任として懲罰的損害賠償が機能する可能性を検討したい。議論において強行規範の中でも特に国際法上の犯罪の禁止を中心に扱う理由は、以下の二つである。まず、懲罰的損害賠償の効果について考える際、強行規範はカタログ化されているわけではないので、具体的な規範を例にとることなしには考察が困難である。第二に、国際法上の犯罪に対する個人の刑事責任については近年大きな発展が見られたが、一方国家責任の問題は余り扱われてこなかったため検討する意義があると考えられる。考察の手順としては、まず第二章において主に判例を参照することにより懲罰的損害賠償が国際法上いかなる事案で課されてきたかを概観したい。第三章においては、国際法上の犯罪に対する国家責任の問題を一次規範、二次規範に分けて検討し、国際法上の犯罪に対し国家は国際責任を負いうるが、現時点ではその責任の内容は通常国際違法行為に対する責任との実質的差異がないことを指摘する。その上で、第四章においては、懲罰的損害賠償を国際法上の犯罪の責任国にのみ課される加重された責任として仮定し、果たして妥当であるかを検討する。

2. 国際法における懲罰的損害賠償¹

2.1. 一般的定義

一般に懲罰的損害賠償は、加害者の不法行為の非難性が特に強い場合に制

¹ 取り上げる判例の選択は以下を参考にした。C.J. Tams, 'Do Serious Breaches Give Rise to Any Specific Obligations of the Responsible State?', 13(5) *EJIL* (2002), vol.13, no.5, pp. 1166-1170. N. Jørgensen, *The Responsibility of States for International Crimes* (Oxford: Oxford University Press, 2000), pp. 187-207.

裁の意味を込めて実際の損害補填としての賠償に上乘せられて課される賠償を指し²、元来は英米法の概念である。適用条件や限度額は各国法制により異なるが、特にイングランド及びウェールズにおいてはその刑事制裁的性格に鑑み、限定的に援用されている³。

2.2. 国際法における援用

一方、国際法における援用については、学説には賛否両論が存在する⁴。そもそも、序章において述べたように、国際法における金銭賠償は損害の補填であるのが原則であり、Chorzów Factory 事件判決も同原則を再確認している⁵。懲罰的損害賠償を正面から扱い、これを否定した判決としては、Naulilaa 事件がある。同事件においては、ドイツによる主権侵害及び国際法に対する罪についてポルトガルが懲罰的損害賠償を要求したのに対し、仲裁裁判所は、自らは刑罰を課す権限を与えられていないとしてこれを否定した⁶。しかし一方で、判例の中には懲罰的損害賠償を課したとされるものも複数存在する。以下においてこれらの判例を概観し、その傾向について述べる⁷。

まず Janes 事件は⁸、国家に対し懲罰的損害賠償が課された初期の判例としてしばしば挙げられる⁹。一般請求委員会は、メキシコ国内における米国人 Janes の殺害後に同国が犯人拘束のための適切な措置を怠ったことにつき、米国に対

² 懲罰的損害賠償 (punitive damages / exemplary damages) と類似の概念である加重的損害賠償 (aggravated damages) との区別は常に明確なわけではない。加重的損害賠償は、違法行為の態様により被害が加重された場合に課される。

³ 具体的には、イングランド・ウェールズにおいては以下の三つの場合のいずれかに当てはまる場合のみ懲罰的損害賠償が適用可能である。1) 公務員による圧迫的、恣意的な行為、或いは憲法上の習律に反する行為、2) 被告の行動が自らに利益をもたらすよう計算されていた場合、3) 制定法により上記の行為が明文で許可されている場合。

Rookes v. Barnard, (1964) AC 1129, (1964) 1 All ER p. 367.

⁴ 大森正仁「国際法における懲罰的損害賠償の意味」法学研究 67 卷 6 号 (1994)、p.1, at pp. 12-14. 消極的立場を取る学者としては Brownlie や Gray、肯定的立場を取る学者としては Dinstein などが挙げられている。

⁵ Case Concerning the Factory at Chorzów (Claim for Indemnity), Permanent Court of International Justice, Judgment of 13th September 1928, Series A, No. 17, p. 47.

⁶ Naulilaa Case (Portugal v. Germany) (Arbitrary Tribunal), *Annual Digest of Public International Law Cases*, 5 (1929-30), p.200 at p. 202.

⁷ N.Jorgensen, *supra* note 1, pp. 188-200.

⁸ Janes' case (US v. Mexico), 4 (82) Reports of International Arbitral Awards (1925).

⁹ Summary record of the 1308th Meeting, Yearbook of the International Law Commission, 1975, vol.1, p.24. A/CN.4/SR.1308

し 12000 米ドルの賠償を支払うよう命じた。この賠償義務は、Freeman によれば、「統治制度を不適切なまま維持していたことに対する刑罰」として正当化されうる¹⁰。もっとも、委員会多数意見は Janes 殺害行為についてではなく殺害犯を処罰しなかったことについてのみ肯定しており、殺人に関する国家の共謀は否定された。

I'm Alone 号事件においては¹¹、停船命令を拒絶したカナダ船の不法な撃沈につき、米国はカナダ政府に対する謝罪並びに違法行為に対する改心の表れとして 25000 米ドルの支払いを義務づけられた¹²。Shawcross は、この合同委員会の決定は「国家が実質的には刑罰的な請求を支払う義務を課されうることを意味する¹³」と表現した。

判例ではないが、おそらく、国際法上の犯罪に対する懲罰的損害賠償の例としてもっとも想起されやすいのはナチスドイツによるユダヤ人迫害について第二次大戦後に西ドイツが 34.5 億ドイツマルクを支払ったという事実であるだろう¹⁴。1952 年のいわゆるルクセンブルク条約により西ドイツは 12 年かけて上記の額を支払うと決定された。もっとも、当時の西ドイツ首相アデナウアーは、ドイツはイスラエルと戦ったわけではないのだから、その性質は賠償ではないと解釈していた¹⁵。

Rainbow Warrior Case においては¹⁶、フランス情報機関職員によるニュージーランドのオークランド港で停泊していた船の爆破・撃沈につき¹⁷、ニュージーランドはフランスに対して一千万米ドルを要求した。フランスが責任を認めたものの賠償金支払いを拒絶した結果、国連総長の裁定により 700 万米ドルの支払いが命じられた¹⁸。要求額及び国連総長により命じられた支払額は、いずれも

¹⁰ A.V. Freeman, *The International Responsibility of States for Denial of Justice* (London: Longmans, Green, 1938), p.613, cited in N.Jorgensen supra note 1, p.188.

¹¹ I'm Alone case (Canada v. US), 29 *AJIL* (1935), p.326-31.

¹² 合同委員会は、カナダ船舶の行動が違法だったため、船及び積荷の損失に対する賠償は支払われるべきではないとした。

¹³ Trial of German Major War criminals: Opening Speeches of the Chief Prosecutors (1946)

¹⁴ 内訳としては、イスラエル国家に対し 30 億ドル、西ドイツ国外に在住するユダヤ人を対象とした救援組織に 4.5 億ドル。

¹⁵ 簡単な事実の経緯は以下を参照した。Marjorie M. Whiteman, *Briefer Notices (West German Reparations to Israel By Nicholas Balabkins)*, 66 *AJIL* (1972) pp. 691-92.

¹⁶ *Rainbow Warrior Case (New Zealand v. France)* (Arbitrary Tribunal) 82 *International Law Reports* (1990) p.499-590.

¹⁷ ちなみに、当該情報機関職員は偽装旅券を用いてニュージーランドに入国した。

¹⁸ Tams は、国連総長があくまでこの裁定額を損害賠償として位置づけている点、裁定

物質的損害額を遥かに超える額である。

上記の四件は、いずれも物質的損害額を大幅に超えると思われる額の支払いを命じている点では懲罰的損害賠償が課された先例であると言える。しかし、懲罰的損害賠償の語は裁定においては使用されていない。従って、これらを懲罰的損害賠償の先例とみなすかは解釈問題である。また侵害された国際法規範はそれぞれ異なっており、これらの前例から国際法において懲罰的損害賠償が課される条件を導き出すことは難しい。

2.3. 地域的人権条約における扱い

地域的人権条約に基づく判決は、今の所懲罰的損害賠償に対し肯定的であるとは言えない。まず欧州人権裁判所は今の所この問題に関する解釈を示していない。非金銭的損害に対しやや高額の賠償を命じた判決は存在するが、これらを懲罰的損害賠償の先例であると解釈する議論は余り存在しない¹⁹。

米州人権裁判所は懲罰的損害賠償に対し否定的である。Velasquez Rodriguez 事件において米州人権裁判所は、国際法上懲罰的損害賠償は認められていないとして、深刻な人権侵害に対して懲罰的損害賠償を課すことを拒絶した²⁰。もっとも、米州人権裁判所の議論は米州人権条約 63 条 1 項における「適正な賠償」の語に依拠しており、国際法一般に応用されうるとは言えない。

2.4. 国際法委員会における議論

国際法委員会は、国家責任の文脈において懲罰的損害賠償を扱っているが、懲罰的損害賠償或いは金銭賠償の性質について以下のような指摘がなされている。まず特別報告者 Garcia-Amador は、第一報告書（1956 年）において、金銭賠償の目的は必ずしも原状回復若しくは物質的損害に対する補償のみに限定されず懲罰的機能を持ちうると指摘し²¹、賠償の性格及び方式は発生した損害の規

は損害賠償額がどのように計算されたかを明らかにしなかった点、の二点から同事案は懲罰的損害賠償の先例とは言えないとの見解を示している。 C.Tams, *supra* note 1, p.

1169

¹⁹ *B v. United Kingdom*, ECHR (1988), Series A, No. 136 D. *Zander v. Sweden*, ECHR (1994), Series A, No. 279 B. N. H. B. Jørgensen, 'A Reappraisal of Punitive Damages in International Law', 68 *BYIL* (1997), p. 247, at pp. 256-57.

²⁰ *Velasquez Rodriguez (Compensation)*, Judgment of 21 July 1989, 95 *ILR* (1994) 306, para. 37-38

²¹ F.V. Garcia-Amador, First Report on State Responsibility, UN Doc. A/CN.4/96 (1956), p. 220.

模並びに責任を惹起する行為の深刻さ、当該賠償が資する目的などに照らして決定されるべきである、と論じた²²。もっとも、賠償を取り扱った第六報告書（1961年）に付した改訂草案条文においては懲罰的損害賠償への言及はされていない²³。

その後、再び懲罰的損害賠償を検討したのは Arangio-Ruiz である。彼は第二報告書（1989年）においてこの概念を詳細に検討している。Arangio-Ruiz は精神的満足全体を懲罰的なものととらえ、その実現方法の一つとして物質的損害の規模とは対応しない賠償すなわち懲罰的損害賠償を位置付けた²⁴。もっとも、国際法委員会においては精神的満足を懲罰的なものとする見解には否定派が多く、懲罰的損害賠償については第三者による判断を必要とするものであり国の主権平等と両立しないとの批判がなされた²⁵。

2.5. 小活

以上より、現時点での国際法における懲罰的損害賠償の位置付けをまとめると、暗黙の内に損害賠償を課したとされる先例も複数存在するが如何なる条件の下で適用されるかは明確にはなっておらず、地域的人権条約に基づく判決も十分な説明を提供してはくれない、と言えるだろう。

しかし前述のように、国内法における懲罰的損害賠償はそもそも抑止・制裁という意義を持つ制度であるから、適用されるならば特に重大な国際法規範の違反に限定することが望ましい。実際、Arangio-Ruiz の第五報告書においても、懲罰的損害賠償は通常国際違法行為において存在する賠償の制限からの国際犯罪の際の逸脱として提案されている²⁶。では、一般の国際法規範よりも重要であるとされる、強行規範の違反に対してのみ懲罰的損害賠償を課し、抑止・制裁の効果を期待することは可能だろうか？以降の章においてはこの疑問を検討していく。もっとも、強行規範はカタログ化されていないため、具体的な規範を例に取ることなしには考察は困難である。強行規範の中でも国際法上の犯罪は、個人に対しては刑事責任を生じさせるのだから、準刑事的性格を持つ懲罰的損害賠償の適用には馴染みやすく又適切であると考えられる。従って、以下

²² *Ibid.*

²³ F.V. Garcia-Amador, Sixth Report on State Responsibility, UN Doc. A/CN. 4/134 & Add.1 (1961).

²⁴ G. Arangio-Ruiz, Second Report on State Responsibility, UN Doc. A/CN. 4/425, pp. 32-33 (1989).

²⁵ 大森正仁、前掲注 4、pp. 18-20.

²⁶ Arangio-Ruiz, Fifth Report on State Responsibility, *UN Doc. A/CN.4/453/Add.3* (1993).

においては国際法上の犯罪に焦点を絞って考察を進めたい。

3. 国際法上の犯罪に対する国家責任

本章においては、国際法上の犯罪に対する加重された国家責任としての懲罰的損害賠償の意義を検討する前段階として、そもそも国際法上の犯罪に対する国家責任追及が可能であり、もしそうならば加重された責任を設定する必要があるかを確認する。以下、1)一次規則に照らし、そもそも国際法上の犯罪に対して国家責任は存在するか、2)現在の国家責任条文草案上、これらの規範に違反した国はいかなる責任を負うか、3)安保理決議に基づく制裁は違反国に対する加重された国際責任追及と言えるか、という点を考察する。

3.1. 一次規則

国際法上の犯罪の中でも侵略の罪について国家が直接の責任を負うのは明らかな事実であるが、それ以外の三者-ジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪-に対する国家責任の問題は個人の刑事責任ほどの注目を受けてこなかった。以下、これらの犯罪に対する国家責任が条約上規定されているか否かを概観する際に、ジェノサイドについては集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（以下、ジェノサイド条約）が存在するものの、人道に対する罪・戦争犯罪については個別条約が存在しない点が問題となる。もっとも戦争犯罪とはすなわちジュネーヴ諸条約を始めとする人道法の重大な違反であるから²⁷、戦争犯罪についてはジュネーヴ四条約並びに追加議定書を参照する。人道に対する罪については、その定義がなされている国際刑事裁判所に関するローマ規程²⁸（以下、ローマ規程）を手がかりとして用いることとする。

(a) ジェノサイド条約

ジェノサイドの実行行為に対する国家責任はジェノサイド条約において直接規定されているわけではないが、個人責任によって必ずしも除外されるわけではないという見解が1985年に特別報告者により示されている²⁹。更に同条約9

²⁷人道法の中核を成すジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書は、規定違反のうち特に重大なものを「重大な違反行為」と定め個人の刑事責任を追及するための普遍的管轄権を設定した。ジュネーヴ第一条約50条、第二条約51条、第三条約130条、第四条約147条、第一追加議定書11・85条。

²⁸ ICTY 規程・ICTR 規程にも存在

²⁹ Revised and updated report on the question of the prevention and punishment of crime of genocide prepared by Mr. B. Whitaker, UN Doc. E/CN.4/Sub.2/1985/6 of 2 July 1985, p. 26.

条は「(…) 締約国間の紛争は、ジェノサイドまたは第 3 条に掲げる他のいずれかの行為に対する国の責任に関するものを含め (…) 国際司法裁判所に付託される」と規定する。そこで、1)同条文に基づき、国家はジェノサイドの実行行為に対しても責任を負うかが問題となる。

この点に関しては、ジェノサイド条約適用事件の先決的抗弁判決において肯定されている。すなわち旧ユーゴスラヴィア連邦共和国が、ジェノサイド条約は個人によるジェノサイド行為を処罰するための条約であるので 9 条の定める国家責任はジェノサイドの防止・犯罪人の処罰の義務についてのみであり国家自身が行ったジェノサイド行為は条約の範囲外であると主張したのに対し、国際司法裁判所（以下、ICJ）は、9 条は如何なる形態の国家責任をも除外しないと判じた³⁰。

また、国連総会第六委員会における起草過程を参照すると³¹、9 条の原案は単に条約の解釈・適用に関する紛争は ICJ に付託されるのみ規定していた。これに対しまず英国・ベルギーによる共同改正案³²、次いでインドの追加改正案が採択された結果³³、ジェノサイドに関する国家責任をも射程に含む現在の 9 条が成立したのである。

更に興味深い点としては、この改正において中心的な役割を果たしたのが英国である点である。なぜなら、英国は同委員会において「2 条・4 条に規定されたジェノサイドに対する刑事責任は国家・政府にも適用される」という改正を 5 条について行うよう提案しており³⁴、すなわち一次規則のレベルで通常の状態より重大な「国家の刑事責任」を主張していたのである。もともと本主張自

M.N. Shaw, 'Genocide and International Law', Y. Dinstein (eds.), *International Law at a Time of Perplexity: Essays in Honor of Shabtai Rosenne* (Dordrecht; Boston: M. Nijhoff, 1989), p797, p. 813.

³⁰ "The Court would observe that the reference in Article IX to 'the responsibility of a State for genocide or for any of the other acts enumerated in Article III', does not exclude any form of State responsibility. Nor is the responsibility of a State for acts of its organs excluded by Article IV of the Convention, which contemplates the commission of an act of genocide by 'rulers' or 'public officials'". Case Concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Yugoslavia), Preliminary Objections (11 July 1996), Para. 32. もともと、Shi 判事・Vereshchetin 判事はこの見解に対し異議を唱えた。

³¹ Official Records of the Third Session of the General Assembly, Part I, Sixth Committee, Legal Questions, summary Records of Meetings, 21 Sept. – 10 Dec. 1948, (1948-9) UN Yearbook, pp.953-57.

³² UN Doc. A/C.6/258.

³³ UN Doc. A/C.6/260.

³⁴ UN Doc. A/C.6/236.

体は 24 対 22 で否決されており³⁵、さらに 9 条共同改正案に想定されている国家責任は刑事責任ではなく民事責任であると英国代表 **Fitzmaurice** が明言している³⁶。

まとめると、間接的な形ではあるがジェノサイド条約はジェノサイドに対する国家責任を 9 条に規定しており、その範囲がジェノサイドの実行行為も含むことは 1996 年に ICJ により確認された。起草過程において国家の刑事責任の存在も主張されたが、これについては否定説が締約国多数派の意見であったと言えるだろう³⁷。

(b)ジュネーヴ四条約及び追加議定書

ジュネーヴ四条約が重大な違反行為に関し国家に課している積極的義務は、実行者の処罰のための立法や引き渡し又は訴追である。もっとも、締約国は重大な違反行為に関し「自国が負うべき責任を免かれ、又は他の締約国をしてその国が負うべき責任から免かれさせてはならない³⁸」と定めていることから、上記以外の義務、すなわち重大な違反行為（戦争犯罪）の実行行為に対する国家責任は消極的だが肯定されていると解するべきだろう³⁹。また、第一追加議定書 91 条は、ジュネーヴ四条約及び同議定書に違反した紛争当事国の賠償義務を定めている⁴⁰。従って、戦争犯罪の実行行為に対する国家責任は国際人道法上認められていると言えるだろう。

(c)ICC 規程

最後に、人道に対する罪に関しては専ら個人の刑事責任レジームの発展の中で規定されてきた。そのためここでは ICC 規程を参照するが、当然ながら同条約は個人の刑事責任に関する規程であり、国家の義務についてはせいぜい対象犯罪の捜査・訴追に対する協力（86 条）についてしか定められておらず、国家責任を積極的に定める条文はない。もっとも、25 条 4 項において同規程にお

³⁵ UN Doc. A/CN.4/SR.96.

³⁶ UN Doc. A/CN.4/SR.106.

³⁷ もっとも、刑事責任を支持する国々も存在した。より詳細な起草過程については以下を参照。N. Jørgensen, *supra* note 1. pp. 35-40.

³⁸ ジュネーヴ第一条約 51 条、ジュネーヴ第二条約 52 条、ジュネーヴ第三条約 131 条、ジュネーヴ第四条約 148 条。

³⁹ 重大な違反行為が国家の名の下あるいはその指示の下行われたにも関わらず違反行為を行った個人の処罰を理由として締約国が責任を免れることは不当である、と ICRC は解している。 *International Humanitarian Law – Fourth 1949 Geneva Convention* <http://www.icrc.org/ihl.nsf/COM/380-600170?OpenDocument> (last visited 22nd Dec)

⁴⁰ 同条項は、陸戦の法規慣例に関する条約 3 条と同様の内容を定めたものである。

ける個人の刑事責任に関する条文は国家責任に影響を与えるものではないと定めていることから、国家責任の存在自体は肯定されている⁴¹。

3.2. 国家責任条文草案

3.2.1. 2001年国家責任条文草案

次に、二次規則である国家責任条文草案に目を向ける。前節によれば、国際法上の犯罪に関する一次規則は、それらの実行行為に対する国家責任が存在することについては肯定している。では、二次規則はこれらの規範の違反に対していかなる責任レジームを用意しているであろうか。国際法上の犯罪は、2001年最終草案（第二読草案）第二部第三章の「一般国際法の強行規範に基づく義務の重大な違反」に当る。これは、第一読草案においては19条に定められていた「国家の国際犯罪⁴²」に置き換わったものである⁴³。この変更自体は単なる用語の変化に過ぎない。しかし、より重要なのは、それに伴い第一読草案52条（国際犯罪に責任を有する国の義務）に対応する規定がなくなり、国際法上の犯罪に対し責任を有する国家が通常より重い義務を課されることはなくなった点である⁴⁴。

⁴¹ また、ICC 規程の原型となった人類の平和と安全に対する罪に関する法典案（1996）4条においても同内容を定めている。

⁴² 条文草案における「国際犯罪」の語はそもそもその他の国際違法行為との区別を図るために通常とは違った意味で用いられており、「犯罪」という語により国際責任を「刑事化」する意図があったわけではない。そのような見解に対しては少なからぬ数の国々からの批判が存在した。ILC, *Report of the International Law Commission on the work of its Fiftieth session, Official Records of the General Assembly, Fifty-Third session, Supplement No. 10 (A/53/10)*, paras. 243-44. E. Wyler, 'From "State Crime" to Responsibility for "Serious Breaches of Obligations under Peremptory Norms of General International Law"', 13 (5) *EJIL* (2002), pp.1147-60. Governmental Comments (cited in James Crawford, *First Report on State Responsibility*, UN Doc. A/CN.4/490 (1998), paras.52-60).

⁴³ その違反が「国家の国際犯罪」を構成するような義務の範疇と強行規範に基づく義務の範疇については、必ずしも完全に重なり合うものではないが、少なくとも国際法上の犯罪については両方に含まれる。

⁴⁴ ILC, *Report of the International Law Commission on the work of its Fiftieth session, Official Records of the General Assembly, Fifty-Third session, Supplement No. 10 (A/53/10)*, para. 245. G.Gilbert, 'The Criminal Responsibility of States', 39 *ICLQ* (1990), p.345, pp.366-67.

3.2.2. 特別な法的効果の実質的不在⁴⁵

2001年草案における、国際法上の犯罪に対し国家責任から生ずる法的効果に関する規定は以下のようにまとめることが出来る。まず、強行規範に基づく義務の重大な違反の効果は2001年草案41条に列挙されているが、第一読草案53条とほぼ同内容の規定である⁴⁶。すなわち、同条は諸国に対して1)消極的義務(重大な違反によりもたらされた状態の不承認・状態維持のための支援禁止)と2)積極的義務(重大な違反を終了させるための各国協力)を定めている。しかし、これらの義務が有効に機能するのは行為の結果違法状態が継続する場合のみである。従って、侵略やアパルトヘイトに対しては効果的だが、例えば集団殺害や拷問が既に終了してしまった場合には余り意味を持たない⁴⁷。

より重要なのは、違反国が特別に負う義務に関する規定は2001年草案には見当たらないことである⁴⁸。一方、第一読草案は通常の間際違法行為の場合に被害国が原状回復・精神的満足を得る権利への制限の一部を国際犯罪については適用しないという形で、責任国の義務を一段重いものとしていた。すなわち、第一読草案52条は、原状回復に関する43条(c)(金銭賠償に代わって原状回復させることから被害国が得る利益と均衡を欠くような負担を伴わないこと)(d)(違反国の政治的独立又は経済的安定を深刻に害さない程度であること)、精神的満足に関する45条3項(違反国の尊厳を害する要求は正当化されない)という三つの制限が国際犯罪に関しては適用されない、と規定していた。

これらの三つの制限からの逸脱は具体的にはどのような帰結を生むのだら

⁴⁵ G. Gaja, 'Obligations *Erga Omnes*, International Crimes and *Jus Cogens*: A Tentative Analysis of Three Related Concepts' in Weiler et al (eds.) *International Crimes of State*, pp. 151-160. P-M. Dupuy, 'General Stocktaking of the Connections between the Multilateral Dimension of Obligations and Codification of the Law of Responsibility', 13 (5) *EJIL* (2002), pp. 1053-82.

⁴⁶ 正確には、第一読草案が義務の名宛人を「全ての国家 (all States)」としていたのに対し2001年草案では単に「諸国 (States)」となっている。もっともこの変更は第一読草案40条3項が、国際犯罪については「被害国」は違反国以外の全ての国を意味する、と定めていたことによるのであり、実質的な違いをもたらすとは思われない。

⁴⁷ これらの義務はローデシア建国 (S/RES216(1965)) イラクのクウェート侵攻 (S/RES661(1990))、南アフリカのアパルトヘイト (S/RES301(1970), S/RES417(1977), S/RES/569(1985))、ポルトガル (S/RES/218 (1965)) に対する安保理決議において言及されている。ILC, 'Draft Articles on State Responsibility with Commentaries Thereto Adopted by the International Law Commission on First Reading' (Art. 53). (Hereinafter ILC Commentary (1996)) http://untreaty.un.org/ilc/texts/instruments/english/commentaries/9_6_1996.pdf (last visited 22nd Dec)

⁴⁸ Tams も同様の点を指摘している。C.J. Tams, *supra* note 1, pp.1161-80.

うか？特別報告者Arangio-Ruizは第五報告（1993年）において通常の間際違法行為の場合に違反国が負う義務を国際犯罪の場合に加重しうるかどうかを検討し、以下のように述べている⁴⁹。まず旧43条(c)（原状回復から生じる利益と均衡を欠く負担を伴わない事）からの逸脱としては、南アフリカが実例である。南アフリカ新政権は新規立法によってアパルトヘイトの影響除去（すなわち原状回復）に努めたが、各国はそのような法令が実際に通過してからやっと制裁解除及び外交関係回復を行っておりしかも法令の実際の効果を検討する権利を留保した。次に、同条(d)（政治的独立又は経済的安定を害さないこと）からの逸脱により、懲罰的損害賠償・屈辱的要求・国家の自由に直接関わりと考えられる事柄に影響する要求が可能になる。具体例としては、イスラエルに対するドイツの賠償や第二次大戦後のドイツ・イタリアの分断、対イラク安保理決議687による兵器破壊とクウェートとの国境画定を挙げている。最後に、旧45条3項（精神的満足につき、違反国の尊厳を害する要求は正当化されない）からの逸脱については、国内管轄事項に大きく影響するような要求が可能になる。例えば、イラクに対して課された国際監視の下で兵器・軍事施設を破壊する義務、飛行禁止空域の設定などである。

もっとも、第一読草案は確かに国際犯罪の場合の三つの逸脱を規定していたが、ILCがArangio-Ruizの解釈をそのまま受け入れていたわけではない。52条に対するコメントリーは詳細さに欠けており、ILCは国際犯罪の場合に逸脱が行われる理論的根拠は説明しているものの逸脱の結果どのような義務が課されるかについては説明していない。また、懲罰的損害賠償が国際犯罪について適当かどうかについては懐疑的であった⁵⁰。

だが、第一読草案も完全ではなかったにせよ、2001年草案は強行規範の侵害国に対し特別の義務を全く規定しておらず、更に後退していると言える。特別の義務の不在は、特に国際法上の犯罪について問題である。なぜなら、これらの犯罪に対して個人が刑事責任を負うことは現在確立しているが、その目的は刑罰により応報並びに抑止効果をもたらすことである。そうであるならば、国際法上の犯罪の実行行為は結局国に帰属することが多いのだから⁵¹、応報及び

⁴⁹ Gaetano Arangio-Ruiz, *Fifth report on State Responsibility*, supra note 26, para.. 167

⁵⁰ ILC Commentary to art. 52 (1996), para. 8.

⁵¹ 侵略の罪以外の三者は確かに個人の行為を構成要件としているが、たとえ直接手を下すのは個人であるにしても、そのような個人の行為は国の機関の行為として国家に帰属する場合が多い。例えばホロコーストはナチスドイツにより国家政策として実行され

抑止の効果も個人のみならず国家に対しても及ぼすのが妥当な筈である。しかし、現在の国家責任制度はこの目的を果たすのには不適當である。

3.3. 刑罰としての安保理制裁の意義⁵²

一方、安保理制裁は時折懲罰的性格を持つものであると形容されることがあるが、これは妥当だろうか？前節で触れたように、Arangio-Ruiz は国際犯罪に対し加重された義務が課された例として、湾岸戦争時のイラクに対する安保理決議を援用した。確かに、対イラク制裁決議は賠償義務⁵³、クウェートとの国境画定⁵⁴、国内管轄に属する事項の決定を行っており、これをもってイラクは「事実上の犯罪国」として扱われた、とする議論も存在する⁵⁵。

しかし、対イラク制裁は現状においてはむしろ例外的であり、侵略の罪以外の三つの国際法上の犯罪について責任を有する国家（例えば旧ユーゴスラヴィア）に対してはイラクの場合のような懲罰的制裁が課されてきたわけではない。対イラク制裁が例外であったと言える理由は、1)安保理決議の本来的性質、2)制裁の発動条件、3)安保理の特徴、の三点からである。第一に、安保理制裁内容が法的決定の性格を有するか否かは具体的な決議の内容に大いに依存するが、そもそも制裁措置の目的は国際の平和と安全の維持又は回復であり⁵⁶、平和に対する脅威又は破壊にあたる行為を行っている政策を変化させるために発動される⁵⁷。これは、制裁措置の典型的類型が 1)外交制裁（外交関係断絶や公式訪問中

たものであるし、ルワンダのジェノサイドにしても、国の機関と見なされるべき個人が多数関わっていたことはルワンダ国際刑事法廷（ICTR）の被告人のリストを見ても明らかである（例えば首相や閣僚、軍人、市長など）。人権団体 Human Rights Watch は、ルワンダのジェノサイドは軍隊・行政・政治システムのヒエラルキーを巧妙に利用することでこそ実現された、と表現している。Leave None to Tell the Story: Genocide in Rwanda (Human Rights Watch Report, March 1999) <http://www.hrw.org/reports/1999/rwanda/> (Last visited 21st Dec)

⁵² N. Jorgensen, *supra* note 1, pp. 237-263.

⁵³ UN Doc. S/RES/674 (29 October, 1990)

⁵⁴ UN Doc. S/RES 687 (8 April, 1991)

⁵⁵ J. Crawford, 'Revising the Draft Articles on State Responsibility' 10(2) *EJIL* (1999), p. 435, p.443. A. Pellet, 'Can a State commit a Crime? Definitely, Yes!' 10(2) *EJIL*(1999), p.425, p.433. B. Graefrath, 'International Crimes: A Specific Regime of International Responsibility of States and its Legal Consequences', in J. Weiler et al. (eds.), *International Crimes of State*, p.161.

⁵⁶ 国連憲章 39 条。

⁵⁷ ヒギンズは、国連の安全保障体制は平和に脅威をもたらす状況を終了させることを重要視しており、国家責任法とは関係がないとみなしている。R. Higgins, *Problems and Process: International Law and How We Use It*, (New York: Oxford University Press, 1994), p.166.

断)、2)経済制裁(武器禁輸・金融制裁など)、3)軍事制裁であり、当事国が政策変更へのコミットメントを示した後に解除されるのが常であることにより裏付けられる。

第二に、国連憲章第七章に基づく安保理制裁の発動条件は「国際の平和と安全に対する脅威」の存在であるが、この脅威が認定されるための基準は不明確である。伝統的にはもっぱら国際法主体である国家の危機、すなわち他国による侵攻や占領に際して認定されていたが⁵⁸、近年においては人道上の危機についても脅威を認定する傾向が強まった。もっとも、当初は例えば難民の大量流出が周辺地域に与える影響を脅威と見なすと言うように、あくまで主権国家に対する影響に着眼した上で脅威の存在を認定していたが、近年では人道上の危機そのものを脅威として認定している。このように国際の平和と安全に対する脅威として認められる事態の範疇は広がったが、現在でもなお主権国家への侵攻がもっとも重大な脅威であると考えられる傾向は残存し、従って安保理決議も侵攻に対してはより重い制裁を課す傾向にある。

第三に、例え脅威の存在が認定されたとしても、具体的にいかなる制裁を課すかについては特に規則があるわけではなく、安保理の政治的決定によるため一貫性に欠けることも多い⁵⁹。従って、懲罰的性格を持つ制裁が課されるか否かは安保理構成国、特に拒否権を持つ常任理事国の匙加減次第であり、イラクに対する制裁が国境画定や兵器の破壊等にまで及んだのはその当時の国際政治の状況がそれを許したからに過ぎない。

従って、対イラク制裁は例外的であり、通常安保理制裁は国家責任制度の欠陥を埋める役割は果たさない。よって、国際法上の犯罪に責任を有する国が負う加重された責任の問題は、あくまで国家責任から生ずる法的義務のレベルで解決する必要がある。

4. 加重された責任としての懲罰的損害賠償

前章までの議論によれば、現代国際法において懲罰的損害賠償の賦課については賛否両論が存在するが、その懲罰的性格の持つ意義-すなわち抑止と応報

⁵⁸ この点で、1977年の安保理決議は南アフリカに関して国際の平和と安全に対する脅威を認定しており、特徴的である。もっとも同決議が脅威と認定したのは南アフリカのアパルトヘイト政策ではなく、同国による兵器その他の獲得である。 UN Doc. S/RES/418 (4 November 1977)

⁵⁹ N.Jorgensen, *supra* note 1, p.135.

の効果に鑑みて限定的な援用がなされるべきであり、強行規範の違反のみに適用することは理にかなっている。更に、強行規範の中でも国際法上の犯罪の禁止を中心軸として検討を進めた所、以下の結論に達した。1)国際法上の犯罪については個人の刑事責任の側面ばかりが強調されるきらいがあるものの一次規則によれば実行行為に対する国家責任は認定されうる、2)この国家責任がもたらす法的効果については、2001年国家責任条文草案は通常国際法違反と比べて特に重い義務を違反国に課していない、3)また、湾岸戦争の際のイラクに対する準司法的性格を持った制裁は例外的であり、通常安保理制裁はあくまで政治的手段であって、これをもって国家責任制度の欠陥を補うことは不相当である、4)従って、あくまで国家責任制度において加重された責任を課す必要があり、懲罰的損害賠償の有効性は検討に値する。

以下においては、懲罰的損害賠償を国際法上の犯罪に対する特別の加重された責任として導入しうるかを検討したい。手順としては、まず国際法上の犯罪について通常国家責任に加えて特別の責任を負わせることの意義を考察する。その後、国際法上の犯罪が発生する現代のコンテクストにおいて、国家に対して懲罰的損害賠償を課すことの妥当性を検討する。

4.2. 加重された責任としての懲罰的損害賠償の意義

国際法上の犯罪に対しても帰属要件を満たせば通常国家責任は認められる筈であるから、加重された責任として懲罰的損害賠償を導入するならば、特に重い義務を侵害国に負わせる意義を見いだす必要がある。この問いに対しては、懲罰的損害賠償の準刑事制裁的性格が有する「非難」としての効果、保護されるべき国際法規範の再確認、国際法上の犯罪の被害者救済のための資金源としての活用、の三つが挙げられる。

第一に、国内法の文脈においても、刑事責任は民事責任と異なり非難されるべき行為に対して問われる責任である。準刑事制裁的性格を持つ懲罰的損害賠償を課すことは国際法上の犯罪に関与した国家の刑事責任を認めるとまでは言えないが、少なくとも当該国家に対する非難の性質を有する。

第二に、国際法上の犯罪は国際人道法を中心とする国際法規範の違反の結果として生じるものである。国際人道法として体系化されている規範を国家が遵守するためには個人（特に兵士）の行動の規律が重要であるから、ジュネー

ヴ条約は国家に対して条約本文の公知義務を課している⁶⁰。従って、諸国家は準刑事制裁によるスティグマ化および高額の懲罰的賠償を避けるために、自国民に対する人道法規範の普及義務をより積極的に尽くすようになることが期待される。

第三に、懲罰的損害賠償は実際の被害に対する賠償に加えて課されるものであるが、目的が応報・抑止であるにしても損害賠償とはまた別個の有効な使途が想定されなければ新たな制度の導入は首肯されがたい。この問題を考えるに当っては、1)通常の状態において金銭賠償という被害回復手段が取られる、2)国際法上の犯罪に関する国家責任を問う裁判は長い歳月を要すると予測される、の二点が前提条件となる⁶¹。これらの前提条件を踏まえると、以下の二つの使途が考えられる。まず、国家責任によってはカバーされない行為の被害者に対する賠償である。現行の国家責任条草案の定める行為の国家への帰属基準に従えば、武力紛争下における兵士が私人として行う残虐行為は国家責任を生じさせる行為の範疇には入らない⁶²。従って発生するのは実行行為を行った個人の刑事責任のみであるが⁶³、当該加害者が被害者に賠償する資力を有していないケースも少なくはないと考えられる⁶⁴。懲罰的損害賠償として得られた資金は、この場合の被害者救済に利用出来るだろう。次に、ICC 規程 79 条に基づき

⁶⁰ ジュネーヴ第一条約 47 条、第二条約 48 条、第三条約 127 条、第四条約 144 条、第一追加議定書 83 条、第二追加議定書 19 条。

⁶¹ 例えば、ジェノサイド条約適用事件は 1993 年 3 月にボスニア・ヘルツェゴヴィナにより付託されたが、判決が出たのは 2007 年 2 月である。

⁶² 2001 年草案 7 条は「国の機関 (…) の行為は、当該機関 (…) がその資格で行動する場合には、その権限を超越しまたは指示に違反する場合であっても、国際法上当該国の行為とみなされる」と規定する。この規定に従えば、例えば兵士が私人として殺害や略奪を行った場合には、たとえ国家から支給された武器を利用していたとしても、国家責任は発生しない。もっとも陸戦の法規慣例に関する条約 3 条並びにジュネーヴ条約第一追加議定書 91 条は、紛争当事国の軍隊を構成する人員の一切の行為につき責任を負うと定めており、第一読時点の ILC の見解は、これらの国際人道法は *lex specialis* にあたるので優先するというものであった。しかし、2001 年草案へのコメントリーでは、国際人道法は単に草案を例証するとしており、国際人道法についても条草案の帰属基準が適用されるとの見解であるようだ。United Nations, International Law Commission, Report on the Work of its Fifty-third session, General Assembly, Official Records, fifty-fifth session, Supplement No.10 (A/56/10), p.101 (para. 4 on Draft Art. 10)

⁶³ 当該個人の犯した犯罪の規模次第だが、国際刑事法廷又は国内裁判所、或いは真実和解委員会のような場で裁かれると考えられる。

⁶⁴ 賠償に関する個人責任については、以下を参照。古谷修一「国際法上の個人責任の拡大とその意義-国家責任法との関係を中心として-」世界法年報第 21 号 (2001), pp. 97-100.

国際法上の犯罪の被害者及び家族のために設立された信託基金の財源として組み込むという方法も考えられる⁶⁵。国家責任が認定されるまでには長期間かかるが、被害者は治療や生活の再建のために直ちに金銭を必要とする。従って、国家が支払った懲罰的損害賠償が、その国家が関わった紛争における被害者に直接還元されなくても、後の類似のケースの被害者の為に役立てられることは意義深い。

4.3. その妥当性

だが、果たして国家に対して準刑事制裁的性格を持つ懲罰的損害賠償を課すことは妥当な策なのだろうか？国家に対して課すものであると言ったところで結局その影響は徴税という形で国民個人に対して及ぶのであるから、国民の集団責任追及の性格を持つ⁶⁶。このことは、国民個人が国家という共同体に属していることをもって正当化される。従って、懲罰的損害賠償を課すための要件としては1)国際法上の犯罪の実行行為が国家に帰属することに加え、2)国家が国民を構成員とする共同体として機能していることが必要である。しかし、これら二つの前提は国際法上の犯罪が発生する現代のコンテクストにおいては必ずしも所与のものではなくなっている。

国際法上の犯罪概念の黎明期、すなわち第二次世界大戦直後においては、武力紛争とはすなわち国家の政策により遂行される戦争を意味していた。これは、二つの国際軍事裁判所における審理の中心が連合国に対する侵略の罪（平和に対する罪）並びに大戦下で連合国民に対して犯された戦争犯罪だったことから窺える⁶⁷。国家政策に基づく戦争において兵士が行った戦争犯罪は当然ながら国家に帰属する。ホロコーストにおいてはドイツ国民であるユダヤ人も被害者となったものの、結果的にユダヤ人は殺害されまた生き残った者も大量に国外移住したため、西ドイツが負った高額な賠償の負担を西ドイツ国民が被

⁶⁵ 信託基金の詳細については以下を参照。 *International Criminal Court: Trust Fund for Victims* <http://www.icc-cpi.int/vtf.html> (last visited 21/Dec/2006)

⁶⁶ H.Kelsen, *Principles of International Law* (New York: Holt, Rinehart & Winston, 1966), pp. 114-16. 豊田哲也『「国家の国際犯罪」の責任主体』、東京大学大学院法学政治学研究科・学術創成プロジェクト（編）「ボーダレス化時代における法システムの再構築」研究会編「安全保障と国際犯罪」、（東京：東京大学出版会、2005年）、pp. 63-82.

⁶⁷ 極東国際軍事裁判所の場合、裁判所憲章には人道に対する罪が対象犯罪として含まれていたもののA級戦犯については同罪に関する告発は検討されなかった。

ることについて大きな矛盾は生じなかった⁶⁸。言い換えれば、西ドイツという国家はドイツ民族から成る共同体として機能していた。

しかし、1990年代以降の傾向である非国際的武力紛争の増加は、上記の二つの前提を揺るがせ始めた。非国際的武力紛争とはすなわち、一国家の内部で国民同士が複数派閥に分かれて戦う状況である。この場合、第二の前提に関しては、例えば国家が分裂に至らなくても国民が所属する単一の共同体は実質的に崩壊していると言える。では、それにも関わらず国家全体に対して準刑事制裁的性格を有する懲罰的損害賠償を課すのは不適當ではないだろうか⁶⁹？例えば、ルワンダの場合、ジェノサイドはフツ族により国家機関を利用して行われたが、ジェノサイドの後にはツチ族政権の下で国家は分裂を免れている。この場合、ジェノサイドに対する国家責任をルワンダに問うことは、被害者側であるツチ族までが罰を受けるという奇妙な帰結を生むのではないだろうか。

更に、非国際的武力紛争の増加の背景には、反政府勢力が組織化して暴力を行使するようになったという事情が存在する。つまり、非政府勢力は国の機関として行動するであるどころか政府に対抗して暴力を行使するわけだから、当然ながら反政府勢力が犯した犯罪行為は国家には帰属しない⁷⁰。すなわち、第一の前提は働かない。国際法上の犯罪の行為主体としての反政府勢力の重要性は、現在までに ICC に訴追された 6 人がいずれも反政府勢力の構成員であることから知る事が出来る⁷¹。

更に、国際法上の犯罪について責任を有する国は発展途上国であることが多く、実際に懲罰的損害賠償を払う資金能力があるかは疑わしい。これらの犯罪が武力紛争のさなかに発生していた場合は、侵害国が紛争終了後に平和構築目的で各国から支援を受ける事も多いが、援助の懲罰的損害賠償への利用を援

⁶⁸ 第二次大戦後にドイツがイスラエルに払った巨額の「賠償」については 2.2. 参照。

⁶⁹ 内戦の結果として国家が分裂した場合はまた事情は別である。

⁷⁰ もっとも、2001 年草案 10 条は、反乱団体が国の新政府となるか、新たな国の樹立に成功した場合は反乱団体の行為が当該国の行為となることを認めている。また、その反乱団体が外国により支援されている場合は、その国の行為と見なされる可能性も存在する（同 8 条は、「人または人の集団の行為が（…）事実上国の指示に基づき、または国による指揮もしくは命令の下で行動していた場合には」当該国の行為とみなされ国家責任が生じる、と定めている）。

⁷¹ Thomas Lubanga Dyilo（コンゴ愛国者同盟：コンゴ）、Joseph Kenny（神の抵抗軍：ウガンダ）、Vincent Otti（神の抵抗軍）、Raska Lukwiya（神の抵抗軍*死亡）、Raska Lukwiya（神の抵抗軍）、Dominic Ongwen（神の抵抗軍）。括弧内は反乱団体名。最初の二人にのみ国名を付した。

助国側が首肯するとは考えにくい。もっとも、資金面の問題は、懲罰的損害賠償の限度額等の詳細な制度設計に依存する。

上記のような状況においては、如何に前節で述べたような意義が存在するにしても、懲罰的損害賠償の賦課は確かに不適切であるといわざるを得ない。もっとも、これをもって加重された責任としての懲罰的損害賠償の有効性が完全に否定されるとは考えられない。なぜなら第一に、前提が成立するクラシックな形態の国際的武力紛争が消滅したわけではなく、この場合には国際法上の犯罪の実行行為が国家に帰属するケースは十分発生する可能性がある。第二に、反乱団体の支援を通じて外国が内戦に間接的に介入することへの抑止としては、反乱団体の行為が自国の行為としてみなされ懲罰的損害賠償を課されうるというリスクの存在は有効に機能しうる。最後に、個人の刑事責任追及は現在常設の国際刑事裁判所の設置という段階まで発展しているが、真に普遍的であるとは言えない-大国の指導者が個人の刑事責任を追及される可能性は事実上ゼロである。一方、懲罰的損害賠償は国家責任という枠組みに入れることで、少なくとも俎上に載せるのは個人の刑事責任追及よりも容易になる場面が出てくる。たとえば、ICTY は形式的には 1991 年以降に旧ユーゴスラヴィアで行われた重大な国際人道法違反に責任を有する個人を裁く権限を有するが⁷²、ICTY において被告人席に立った NATO 側の人間は一人もない。一方、旧ユーゴスラヴィア連邦共和国が NATO 構成国からの賠償等を求めて提起した訴訟は、少なくとも ICJ において取り上げられた⁷³。

5. 結論

本稿は、国際法において賛否両論の存在する懲罰的損害賠償を考察の対象とし、強行規範の違反国にのみ適用されうる加重された責任として有効に活用されうるのではないか、という暫定的結論を立てる所から出発した。もっとも、強行規範はカタログ化されていない抽象的概念であるので、第三章以降は国際法上の犯罪を具体的な検討対象とした。第三章ではまず国際法上の犯罪に対する国家責任がいかに関定されているか、そして国家責任条文草案上、違反国がどのような義務を負うかを検討した結果、条文草案は違反国の義務に関して通

⁷² ICTY 規程 1 条。

⁷³ Legality of Use of Force (Serbia and Montenegro v. Belgium), ICJ (Judgment of 15 December 2004) もっとも、国際法上の犯罪に対する国家責任の存在が認定されるのが容易ではないことは、ジェノサイド条約適用事件の判決からも明らかである。

常の国際法違反との差異を規定しておらず、不十分であると論じた。また、この欠缺が安保理制裁により補われるという議論はなりたたなかった。これを踏まえて第四章は、懲罰的損害賠償を国際法上の犯罪に責任を有する国家に対して適用することの意義と、果たして妥当であるかを考察した。

懲罰的損害賠償は、その金銭賠償的性格と準刑事制裁的性格が同居していることから国際法における適用については論争が有り、未だ決着がついてはいない。本稿においては特に後者に焦点を合わせ、国際法上の犯罪に責任を有する国に対する加重された責任として用いる可能性を検討した。しかし、国際法上の犯罪が発生するコンテキストの変化、並びにまさに懲罰的損害賠償の準刑事制裁的性格が逆に障害となり、適用が実質上困難となる局面が複数予測された。これは、水平的な国際社会において垂直的な権威を必要とする刑事的な概念を新たに導入することに対する困難を明らかにしていると思われる。

参考文献

本・論文

- Abi-Saab, Georges. 'The Uses of Article 19', 10 (2) *EJIL* (1999), pp. 339-51.
- Arendt, Hannah. *Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil*, (New York: Viking Press, 1963).
- Bassiouni, Cherif. *Crimes Against Humanity in International Criminal Law* (The Hague: Kluwer Law International, 1992).
- Boeving, James Nicholas. 'Aggression, International Law, and the ICC: An Argument for the Withdrawal of Aggression from the Rome Statute', 43 *Columbia Journal of Transnational Law* (2005), pp. 557-611.
- Cassese, Antonio. *International Criminal Law*, (Oxford: Oxford University Press, 2003).
- Crawford, James. 'Revising the Draft Articles on State Responsibility', 10(2) *EJIL* (1999), pp. 435-460.
- Dupuy, Pierre-Marie. 'General Stocktaking of the Connections between the Multilateral Dimension of Obligations and Codification of the Law of Responsibility', 13 (5) *EJIL* (2002), pp. 1053-82.
- Freeman, Alwyn V. *The International Responsibility of States for Denial of Justice* (London: Longmans, Green, 1938).
- Gaja, Giorgio. 'Should All References to International Crimes Disappear from the ILC Draft Articles on State Responsibility', 10(2) *EJIL* (1999), pp.365-70.
- Gilbert, Geoff. 'The Criminal Responsibility of States', 39 *ICLQ* (1990), pp.345-69.
- Higgins, Rosalyn. *Problems and Process: International Law and How We Use It*, (New York: Oxford University Press, 1994).
- Jørgensen, Nina H.B. 'A Reappraisal of Punitive Damages in International Law', 68 *BYIL* (1997), pp. 247-66.
- Jørgensen, Nina H.B. *The Responsibility of States for International Crimes*, (Oxford: Oxford University Press, 2000).
- Kelsen, Hans. *Principles of International Law*, (New York: Holt, Rinehart & Winston, 1966).
- Klein, Pierre. 'Responsibility for Serious Breaches of Obligations Deriving from Peremptory Norms of International Law and United Nations Law', 13(5) *EJIL* (2002), vol13, pp.1241-55.

- Milanovic, Marko. 'State Responsibility for Genocide', 17(3) *EJIL* (2006) pp. 553-604.
- Pellet, Alain. 'Can a State Commit a Crime? Definitely, Yes!' 10(2) *EJIL* (1999), pp. 425-34.
- Sassoli, Marco. 'State Responsibility for Violations of International Humanitarian Law', 84 *International Review of Red Cross* (2002), pp. 401-31.
- Simpson, Gerry. *Great Powers and Outlaw States*, (Cambridge: Cambridge University Press, 2004).
- Shaw, Malcolm. 'Genocide and International Law' in Y. Dinstein (eds.), *International Law at a Time of Perplexity: Essays in Honor of Shabtai Rosenne* (Dordrecht; Boston: M. Nijhoff, 1989), pp. 797-820.
- Spinedi, Marina. 'State Responsibility v. Individual Responsibility for International Crimes: Tertium Non Datur?', *EJIL* (2002) vol 13, no. 4, 895-99.
- Tams, Christian J. 'Do Serious Breaches Give Rise to Any Specific Obligations of the Responsible State?' 13(5) *EJIL* (2002), pp.1161-80.
- Weiler, Joseph et al. (eds), *International Crimes of State*, (Berlin: W. De Gruyter, 1989).
- Whiteman, Marjorie M. *Briefer Notices (on West German Reparations to Israel By Nicholas Balabkins)*, 66 *AJIL* (1972) pp. 691-92.
- Wyler, Eric. 'From "State Crime" to Responsibility for "Serious Breaches of Obligations under Peremptory Norms of General International Law"', 13(5) *EJIL* (2002), vol. 13, No.5, 1147-60.
- 豊田哲也『「国家の国際犯罪」の責任主体』、東京大学大学院法学政治学研究科・学術創成プロジェクト（編）「ボーダレス化時代における法システムの再構築」研究会編「安全保障と国際犯罪」、（東京：東京大学出版会、2005年）、 pp. 63-82.
- 古谷修一「国際法上の個人責任の拡大とその意義—国家責任法との関係を中心として」世界法年報第21号（2001）、pp.82-109
- 大森正仁「国家の国際犯罪と国際責任—国際法委員会の法典化作業を中心に—」法学研究 59 卷 3 号（1986）、pp. 21-67.
- 大森正仁「国際法における懲罰的損害賠償の意味」法学研究 67 卷 6 号（1994）、pp. 1-24.

国連文書

<安保理決議>

- UN Doc. S/RES/418 (4 November 1977)
- UN Doc. S/RES/674 (29 October, 1990)
- UN Doc. S/RES 687 (8 April, 1991)

<ILC 関係>

- ILC, 'Commentaries to the draft articles on Responsibility of States for internationally Wrongful Acts adopted by the International Law Commission at its fifty-third session (2001)', *Report of the International Law Commission on the work of its Fifty-third session, Official Records of the General Assembly, Fifty-Sixth session, Supplement No. 10 (A/56/10)*.
- ILC, *Report of the International Law Commission on the work of its Fiftieth session, Official Records of the General Assembly, Fifty-Third session, Supplement No. 10 (A/53/10)*

- ILC, 'Draft Articles on State Responsibility with Commentaries Thereto Adopted by the International Law Commission on First Reading'

http://untreaty.un.org/ilc/texts/instruments/english/commentaries/9_6_1996.pdf (last visited 22nd Dec)

- Summary record of the 1308th Meeting, Yearbook of the International Law Commission, 1975, vol.1, p.24. A/CN.4/SR.1308
- Crawford, James. *First Report on State Responsibility*, UN Doc. A/CN.4/490 (1998)
- Arangio-Ruiz, Gaetano. *Fifth report on State Responsibility*, UN Doc. A.CN.4/453 and Add.1-3 (1993)
- Arangio-Ruiz, Gaetano. *Second Report on State Responsibility*, UN Doc. A/CN.4/425 (1989).
- Garcia-Amador, Francisco V. *Sixth Report on State Responsibility*, UN Doc. A/CN.4/134 & Add.1 (1961)
- Garcia-Amador, Francisco V. *First Report on State Responsibility*, UN Doc. A/CN.4/96 (1956)

<その他>

- Revised and updated report on the question of the prevention and punishment of crime of genocide prepared by Mr. B. Whitaker, UN Doc. E/CN.4/Sub.2/1985/6 of 2 July 1985

- UN Doc. A/C.6/258.
- UN Doc. A/C.6/260.
- UN Doc. A/C.6/236.
- UN Doc. A/CN.4/SR.96.
- UN Doc. A/CN.4/SR.106.

判決

- Legality of Use of Force (Serbia and Montenegro v. Belgium), ICJ, Judgment of 15 December 2004.
- Velasquez Rodriguez (Compensation), IACHR, Judgment of 21 July 1989, 95 ILR (1994) 306
- Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), ICJ, Preliminary Objections (11 July 1996).
- Zander v. Sweden, ECHR (1994), Series A, No. 279 B.
- Rainbow Warrior Case (New Zealand v. France) (Arbitrary Tribunal) 82 International Law Reports (1990) p.499-590.
- B v. United Kingdom, ECHR (1988), Series A, No. 136 D.
- Rookes v. Barnard, (1964) AC 1129, (1964) 1 All ER p. 367.
- Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal, Nürnberg, 14 November 1945-1 October 1946, published at Nürnberg, Germany, 1947, p. 223.
- I'm Alone case (Canada v. US), 29 AJIL (1935), p.326-31.
- Naulilaa Case (Portugal v. Germany) (Arbitrary Tribunal), Annual Digest of Public International Law Cases, 5 (1929-30), p.200.
- Case Concerning the Factory at Chorzów (Claim for Indemnity), PCIJ, Judgment of 13th September 1928, Series A, No. 17, p. 47.
- Janes' case (US v. Mexico), 4 Reports of International Arbitral Awards (1925) 82.

インターネット資料

- *ICTY at a glance* <http://www.un.org/icty/glance-e/index.htm> (last visited 9th Dec.)
- *International Criminal Court: Trust Fund For Victims* <http://www.icc-cpi.int/vtf.html> (last visited 21/Dec/2006)
- *International Humanitarian Law – Fourth 1949 Geneva Convention* <http://www.icrc.org/ihl.nsf/COM/380-600170?OpenDocument> (last visited 22nd Dec)

- *Leave None to Tell the Story: Genocide in Rwanda* (Human Rights Watch Report, March 1999) <http://www.hrw.org/reports/1999/rwanda/>